

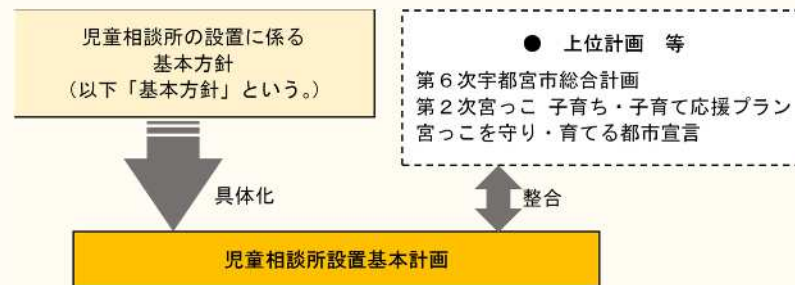
1. 計画策定の目的等

(1) 背景・目的

本計画は、本市において独自に児童相談所を設置するため、令和6年5月に策定した「宇都宮市児童相談所の設置に係る基本方針」(以下、「基本方針」という。)を踏まえ、建設予定地や複合機能、ゾーニング等の施設整備に関する条件や、組織・人員体制等の施設運営に関する基本的な考え方等を示すもの

(2) 位置付け

本計画は、「第6次宇都宮市総合計画」や「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン」等の上位計画との整合を図るとともに、基本方針を踏まえながら、本市児童相談所の設置に向けた具体的な考え方や方向性等を示すもの



(3) これまでの経過

- 令和4年度 児童相談所の設置に向けた具体的な検討を行う旨を表明
庁内検討組織を設置
- 令和5年度 外部有識者会議・県との連携推進会議を設置
- 令和6年度 基本方針を策定

2. 設置に係る基本的な考え方

(1) 基本理念

基本方針においては、「こども基本法」のほか、本市の「第2次宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の理念や「宮っこを守り・育てる都市宣言」の内容等を踏まえ、以下の基本理念を定めた。

基本理念

全ての子どもの権利を尊重し、地域社会が一体となって子どもを守り・育てる

(2) 施設機能

① 基本的機能(児童相談所機能)

国の児童相談所運営指針等に基づき、以下の機能を本市児童相談所の基本的機能とする。

相談機能	専門的知識・技術を必要とする相談について、家庭や地域状況、発達、性格、行動など、専門的観点から総合的に調査・診断・判定し、これに基づく援助指針等を定め、関係機関等と連携しながら一貫した子どもの援助を行う機能
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能
措置機能	子どもや保護者を児童福祉司等が指導し、必要に応じて子どもを児童福祉施設等への入所や里親への委託等を行う機能

② 複合機能(関係機能)

県中央児童相談所等と本市関係組織の連携状況等を踏まえ、「相乗効果の発揮」や「利便性の向上」等の観点から、以下の機能を複合機能とする。

こども家庭センター本部	市内保健福祉拠点(5か所)の相談窓口で受けた相談事案を集約し、虐待が疑われる事案に係る家庭調査等を行い、児童相談所や母子保健部門等と連携しながら、家庭への支援・指導を行う機能
青少年自立支援センター(ふらっぷ)	ひきこもりや非行、就業困難など、自立に困難を抱えるおおむね15歳から39歳までの青少年等からの様々な相談に応じ、子ども・若者に関係する機関等と連携しながら、社会的な自立に向けた支援を行う機能

上記機能の複合により、「妊娠・出産から子育て、社会への自立まで、子ども・若者や保護者、家庭等に対する切れ目のない一貫した支援を行う施設」を目指す。

※ 今後、市民が施設に対する親しみや愛着を持てるような施設名称や愛称を検討予定

(3) 設置・運営

- 関係法令や施設特性等を踏まえ、原則、市直営とする。(必要に応じて維持管理業務委託を発注)
- 基本設計において、国の基準等を踏まえながら、施設内容の具体的な検討を行った上で、その後の実施設計・整備工事を一括して発注するなど、民間活力を活用した整備を前提とする。
- ※ 今後、民間活力の活用に係る導入可能性調査等を実施し、効果の詳細を検証

(4) 一時保護施設の定員数

- 虐待等から保護した全ての子どもを一時保護できる十分な定員数とするため、これまでの1日当たりの最大保護人数等を基に、定員数は、20名(男児7名、女児7名、幼児6名)とする。
- 子どもができる限り良好な家庭的環境で安全・安心に生活することができるよう、男児・女児・幼児ごとに、居室・風呂・トイレ・リビング等で構成される「ユニット」の整備を基本とした運営体制の構築や施設の整備に取り組む。

3. 運営体制

(1) 児童相談所の人員配置

児童相談所運営指針等に基づく職種及び職員数の配置を原則とし、十分な支援が可能な人員配置を目指す。主要な専門職種及び職種ごとの必要人員数等は下表のとおり。

	職種	主な業務内容	必要人員数	想定される本市職種
相談・措置機能	所長	各部門の統括、法定権限の行使	1人	医師、社会福祉士等
	児童福祉司	相談、調査、社会診断、必要な支援・指導等の児童相談所業務全般	23人以上(SV含む。)	社会福祉士、一般行政、保健師等
	児童心理司	カウンセリングや心理診断等の心理判定業務全般	11人以上(SV含む。)	技師(心理)
	保健師	発達相談や保健指導業務	1人以上	保健師
	医師	医学診断や医学的知見による助言指導	1人以上	小児・精神科等医師
	弁護士等	法的知識を要する業務、法務に関する助言指導	1人以上	弁護士
	警察官	警察との連絡調整、刑事・急訴事案への対応、警察の知見による助言指導	1人以上	警察との人事交流等
一時保護機能	児童指導員・保育士	子どものケア、行動診断等の一時保護施設業務全般	28人以上*	社会福祉士、保育士、一般行政等
	指導教育担当職員	一時保護施設職員の指導及び教育	1人以上	児童相談所・一時保護施設業務経験者
	嘱託医	子どもの健康診断	1人以上	医師(小児科)
	看護師	子どもの健康管理	1人以上	看護師
	学習指導員	子どもの学習支援、学校関係者との連絡調整	1人以上	教員(OB含む)
	心理療法担当職員	子どもへの心理療法やカウンセリング等によるケア	2人以上	技師(心理)等

上記専門職種配置数 計73人以上<令和8年2月時点> (このほか、総務事務等に従事する職員を配置予定)

※ 24時間365日体制での適切な支援の提供や夜勤の職員負担を考慮し、保護人数が定員20人となる場合の必要最小限の職員数

(2) 専門人材の確保・育成の考え方

- 専門人材の確保に向けては、令和6年度から心理職の採用を開始したほか、令和8年度からは新たに社会福祉士の採用を開始予定であり、その他の職種についても、先進自治体の取組を参考にしながら、供用開始に向け、着実な人材の確保に取り組んでいく。特に、所長や児童福祉司・心理司のSV等については、高度な専門知識を要する職種であることから、他都市の児童相談所での勤務経験を有する人材を登用できるよう、一般公募、任期付採用、県からの職員派遣など、有効な確保策を検討していく。
- 児童福祉司や児童心理司、児童指導員・保育士については、開設までに業務上必要となる専門的な能力等を習得させる必要があることから、県内児童相談所への職員派遣に加え、令和8年度より、首都圏近郊の児童相談所設置市(特別区含む)への職員派遣を実施していく。

(3) 組織体制

児童相談所機能の構成部門については、基本方針で示す「総務」「相談・措置」「判定・指導」「一時保護」の4部門を基本とする。このうち、「相談・措置部門」と「判定・指導部門」については、虐待を除く相談支援業務を一括して対応する「相談判定部門」と、児童虐待に特化した対応を行う「虐待対応部門」に二分することとし、複合機能である「こども家庭センター本部」と「青少年自立支援センター（ふらっぷ）」と連携した相談支援が可能な組織体制を構築する。

児童相談所機能	総務部門	施設の維持管理、里親制度や児童の権利擁護、企画調整など
	相談判定部門	相談支援、心理診断、医学診断、判定、措置中の状況把握など
	虐待対応部門	虐待通告に対する初動対応、一時保護の実施、虐待に係る指導など
	一時保護部門	一時保護した子どもへのケア・アセスメントを実施、生活指導など

こども家庭センター本部機能 + 青少年自立支援センター機能

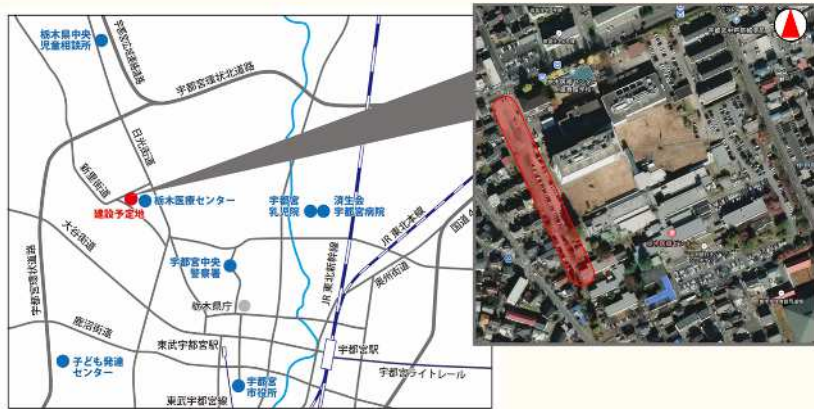
子育て家庭等からの多様な相談に対し、児童相談所と複合機能の連携はもとより、保健や福祉など、市民にとって身近なサービスを提供する基礎自治体としての強みを生かした包括的な支援体制を目指す。

4. 施設整備

(1) 建設予定地

本市児童相談所については、総合的に最も適した場所として「(独) 国立病院機構栃木医療センター内敷地」を建設予定地に選定した。
【建設予定地の概要】

●所在地：宇都宮市中戸祭一丁目99番 ●面積：約6,000㎡



●特徴

- ✓ 市内3警察署を含め市内全域への迅速なアクセスが可能
- ✓ ハザードエリア外に位置し、浸水等による被害リスクが低い
- ✓ バス停に近接し、運行本数も多いため、公共交通の利便性が高い
- ✓ 関係機関との円滑な連携が可能
- ✓ 保護した子どもの十分なプライバシーの保護が可能

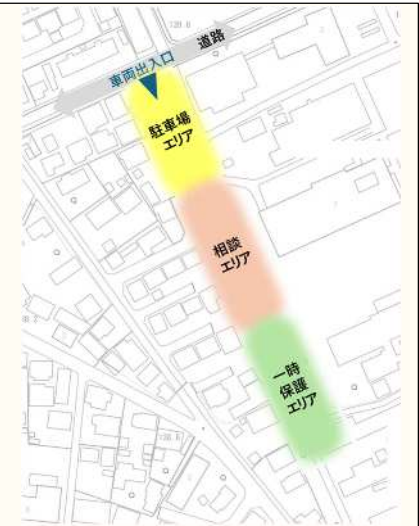
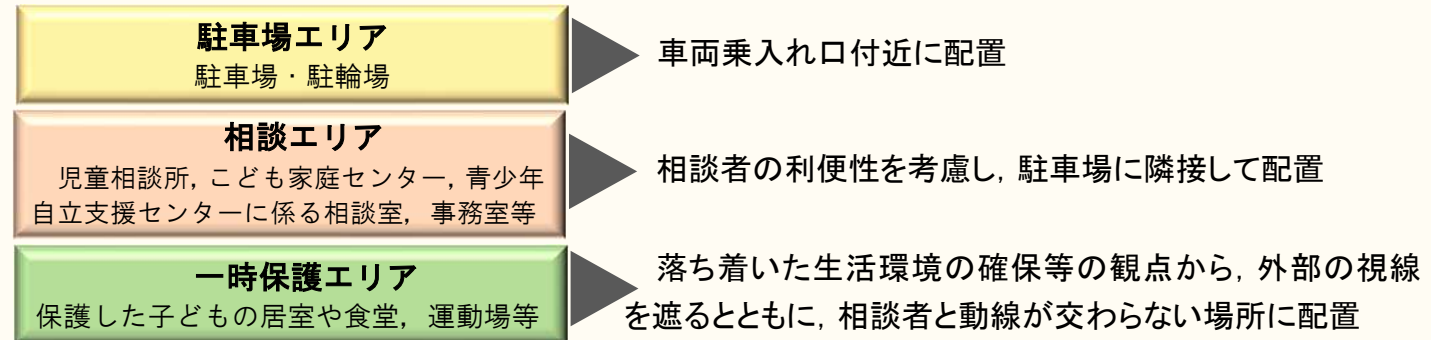
(2) 施設整備に関するコンセプト

- ・ 子ども・保護者にとって相談しやすい空間
- ・ 子どもにとって安全・安心な生活空間
- ・ ユニバーサルデザイン・キッズデザインや環境に配慮した施設

(3) 施設の構成

① 機能配置の考え方

効率的な敷地利用の観点から「駐車場」「相談」「一時保護」の3つのエリアを以下のとおり配置



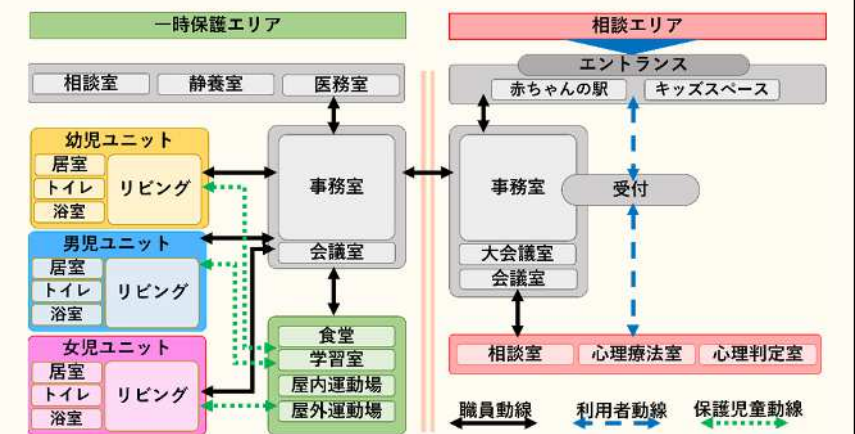
② 主な諸室構成

- ・ 児童相談所運営指針等を踏まえ、児童相談所において必要となる主な諸室を整理した。
- ・ 今後、他自治体の児童相談所の状況や、複合機能の現在の運用状況等を踏まえながら、必要な諸室の内容や数・規模等の詳細を検討していく。

エリア	主な諸室
相談	相談室、心理判定・療法室、事務室、会議室 等
一時保護	男児・女児・幼児ユニット、学習室、食堂、医務室、静養室、屋内・屋外運動場、事務室 等

(4) ゾーニング

- ・ 相談エリアは、エントランスから相談室までワンストップでアクセスできる動線とし、相談者のプライバシーの保護を図る。
- ・ 一時保護エリアは、良好な家庭的環境下で、安全・安心に生活できるよう、ユニットの整備を基本とするとともに、相談エリアとの動線を分離し、子どものプライバシーの保護を図る。
- ・ 子どもの様子を職員が視認しやすい諸室配置とすることで、的確なケア・アセスメントの実施や安全・安心な生活空間の確保を図る。



5. 計画の推進にあたって

(1) 里親委託の推進

国においては、より家庭的環境下で子どもを養育（家庭養育優先原則）するよう、一時保護後の家庭復帰が困難な子どもの里親委託を推進していることから、本市においても、児童相談所開設後の里親委託を円滑に推進できるよう、開設前から、里親制度の普及・啓発のより一層の強化に加え、里親の確保等にも取り組むなど、地域社会が一体となって子どもを守り・育てる環境構築を目指す。

(2) 子どもの権利擁護の推進

- ・ 児童相談所における相談支援の実施にあたっては、常に子どもの権利が保障されているかを確認しながら進めることが求められている。
- ・ 本市においても、一時保護施設や里親宅、児童養護施設等の子どもが自分の意見等に対する適切な支援を受けられることで、自己肯定感や自信を高め、前向きな気持ちで生活することができるよう、子どもの権利を保障し、最善の利益を確保できる仕組みや環境*を整備していく。

※ 子どもの意見等を踏まえた措置の決定や、子どもの福祉に関する知見を有した第三者(アドボケイト)による支援等

(3) 財源の確保

- ・ 施設の概算整備費については、約30億円程度（土地取得費や備品購入費等は除く。）を見込んでおり、財源として国庫支出金や地方債の活用を想定している。
- ・ 供用開始後の人件費や措置費、施設維持管理費等の運営費についても、国庫支出金の活用などを見込む。

(4) 開設スケジュール

令和8年度より、基本設計等の施設整備や首都圏近郊児童相談所設置都市への職員の派遣研修等に着手し、令和12年度内の供用開始を目指す。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度～
基本計画	基本設計・実施設計・施工				開設準備
	人材の育成（他自治体への派遣研修）				
	人材の確保（専門職の採用）				
					供用開始

※ 今後、事業の進捗等に応じて変更となる場合がある。